

今、伝えたいこと ~DX編その5「歩一歩」~

日本全国に度重なる被害をもたらしている自然災害。被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますと共に、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

酷暑の夏がようやく落ち着き、朝夕は随分と秋の気配が感じられるようになってまいりました。皆さまはこの夏をどのように過ごされたのでしょうか。私は「お酒を控える」「できるだけ歩く」「食べ物に気をつける」という当たり前のことを実践して、どうにかこの夏を健康的に乗り切りました！

さて、これまで建築業界のDXに関する取り組みについて紹介してまいりましたが、業務効率化の次なるステップとして、データのさらなる活用と連携の深化が求められます。BIMや生成AIを導入するだけでなく、これらから得られるデータをいかに効果的に活用し、プロジェクト全体で共有・連携できるかが重要となってきます。例えば、現場監理においてリアルタイムにデータを共有し、監理者と施工会社の連携を強化することで、質疑に対してタイムロスなく返答ができる等より精度の高い建築物の完成が期待できるのです。

デジタル化で得たデータを活用することで、建物の維持管理やライフサイクル全体の最適化が可能になります。DXの進展は「日進月歩」という言葉に相応しく、絶え間ない進化と変革が求められます。このデジタル時代において日々進化する技術やDXを取り入れながら、建築業界全体の成長とより良い社会づくりに貢献していきたいと考えています。

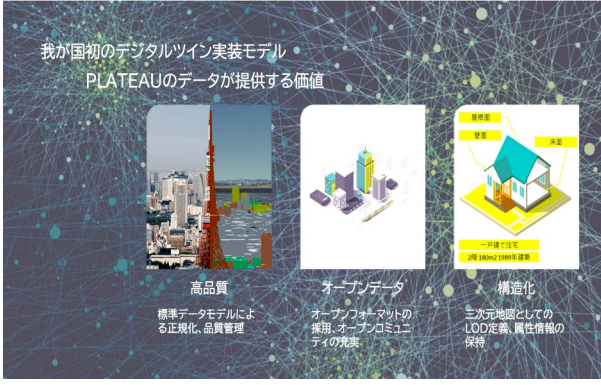
『傳設計DX奮闘記』と銘打った弊社のDX化への取り組みですが、まずは第一歩となる「業務の効率化」を目標に社員と共に奮闘中です。既存業務の洗い出しから始め、理想とするDX化を目指し日々邁進していきたいと思えます。

(代表取締役 岩本 茂美)

岩本 茂美 (いわもと しげみ) 株式会社傳設計 代表取締役



《最近のこと》 今年1月1日に発生した能登半島地震からはや9ヶ月。また、8月に宮崎を襲った地震も記憶に新しいところ。公費解体が進められてはいますが、現在もおお多くの方が不便な暮らしを強いられている状況に胸が痛みます。旧耐震基準による木造住宅の3割が全半壊という事実、耐震化の取り組みについて皆さまにもっと知ってもらえるよう努めていきたいと感じています。



★国土交通省PLATEAU HP <https://www.mlit.go.jp/plateau/> より★

★創立記念式典★

8月1日、弊社は創立34周年を迎え、なごみ会議室にて創立記念式典を行いました。ゲストに建築倶楽部幹事会の皆さまをお迎えし、傳設計ほぼ全ての社員が参加しました。まず社長より、「建築のDX化」をテーマに社内研修会があり、その後は今期の経営指針について話がありました。各部からは前期の反省や今期の目標発表がありました。

また、永年勤続の社員、プロポーザル特定に関わった社員の表彰がありました。表彰を受けた社員は、笑顔を見せながら、周囲の方々への感謝の言葉や今後の目標について述べていました。また、会場を天神モリスに移して行われた式典後の懇親会では、和やかな雰囲気でお話しや意見交換が活発に行われました。

個人的には、6月に入社して2ヶ月もたたぬ時に創立記念式典の準備担当になり、緊張の中、司会進行をいたしました。台本を噛まずに読めたのでそこだけは褒めてください。来年の創立35周年はさらにスケールアップして迎えられるよう、社員一同頑張りま

す！

(堀越)



★永年勤続表彰★



★福岡天神モリスでの懇親会★

NEW&HOT

設計業務 TOPIX

★木造戸建住宅の耐震対策★

本来であれば、「木造戸建住宅の新築設計」シリーズの最終回の予定でしたが前回までの第3回で完結とさせていただきます。誠に勝手ながらご了承ください。今回は前シリーズを担当していた中谷に代わりまして田中が「木造住宅の耐震対策」についてお話させていただきます。

木造建築物の耐震基準は、1981年、2000年の二度大きな改正が行われてきました。一度目の1981年は、所謂「新耐震基準」として必要な耐力壁の量、壁倍率の見直しが行われ、耐震性が大きく向上しました。二度目の2000年では、兵庫県南部地震で木造住宅の被害が目立つことから接合金物の仕様化、耐力壁の配置バランスの検証方法が規定され、より高い耐震性能が保証されるようになりました。

では、旧耐震基準(1981年以前)及び2000年以前の木造住宅の耐震性を高めるためにはどうすればよいのでしょうか？ その方法を簡単にお話します。

耐力壁の補強

- ・筋かいを新設する。
 - ・構造用合板を張る。
- 壁倍率を上げることで地震等の水平力に対して抵抗します。耐力壁の補強・新設をする際に必ず気を付

けなければならないことは、耐力壁の配置バランスです。この配置のバランスが東西南北のいずれかに偏っていたり、上下階で位置がずれていたりすると、適切な力の伝達が出来なかつたり、建物の耐力壁の無い箇所に力が集中して、建物がねじれたりする恐れがあります。

接合部の補強

- ・柱頭・柱脚金物の設置
 - ・筋かい金物の設置
- どれだけ強い筋かい・面材を入れても接合がきちんとされていなければ意味がありません。力の伝達を確実にするため、適切な仕様の接合金物を選択します。

水平構面の補強

- ・床面に構造用合板を張る
 - ・火打ち梁を設置する
- 耐力壁同様、床や屋根も補強を行うことで力を適切に耐力壁に伝達できるようにします。

基礎の補強

- ・無筋の基礎に対し、鉄筋コンクリートで基礎を新設

劣化部材の補修

- ・防腐・防蟻処理を行う。
- ・部材の交換を行う。

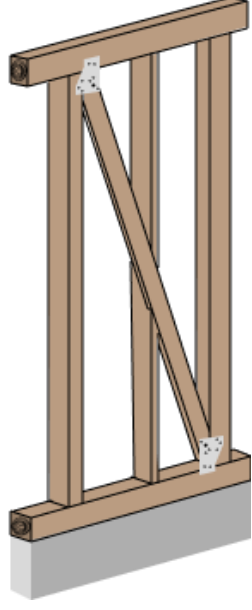
お住いの木造住宅の耐震性を確認したい場合は、所有者等による自己診断が可能な

https://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/index.html

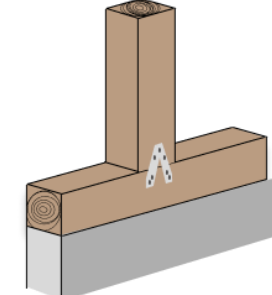
(「誰でもできるわが家の耐震診断」一般社団法人 日本建築防災協会 国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行)等もございますので、まずはご自身の確認をオススメします。

なお、弊社では一般診断等の耐震診断も行っております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

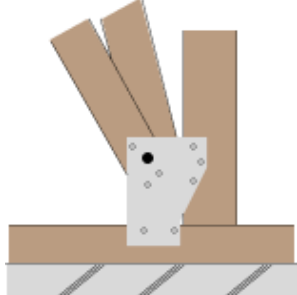
(田中)



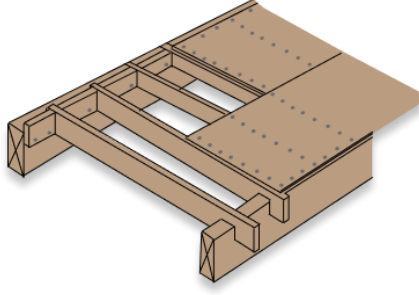
★筋かいイメージ★



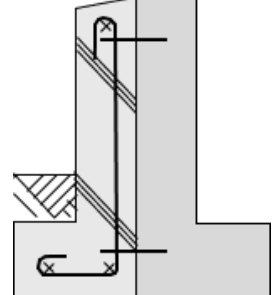
★柱頭・柱脚金物イメージ★



★筋かい接合金物イメージ★



★構造用合板(床面)イメージ★



★基礎の補強イメージ★

★建築物省エネ法の改正による省エネ基準適合の義務付け★

省エネ基準とは

日本では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指しています。建築業界もその目標に応じて建築物の省エネ性能を考慮した建築を行っています。これまででは非住宅で、中規模(300㎡～)以上の新築の場合、建築物省エネ法の基準適合が義務付けられていましたが、建築物省エネ法の改正により、2025年4月以降に工事を着工する場合、原則※全ての新築住宅・非住宅に建築物省エネ基準適合が義務付けられる予定です。そのため、新築を計画している

建築主や依頼を受けた建築士に係る「努力義務」の範囲も変わる予定です(図1)。

※政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は除かれます。

ここで注意すべき点は3つあります。

- ・「対象」では、新築の住宅及び非住宅いずれも適合対象です。
- ・「規模」では、小規模(300㎡未満)であっても適合対象です。
- ・「施行日」では、着工予定日が2025年4月1日以降になる場合、適合対象となり、現在確認済証が発行されている状況であっても完了検査にお

いて省エネ基準適合が確認されます(図2)。

現在新築の計画または設計中でいらっしゃる方々のお役に立てればと思い、今回の記事に選びました。

(姜)



【建築士の説明努力義務】



★図1 国土交通省_省エネ基準適合義務範囲の改正★

<省エネ基準適合義務制度の適用について>

